

調査レポート全体のサマリー

冒頭のサマリーで概要が理解できます。

本レポートの構成

第1章から第5章は、再生する材料によらず、廃車全体に関して記載する。

第1章 中国 ELV 政策体系の全体像

中国 ELV 政策の制度階層構造と所管公的機関の役割分担を整理してある

第2章 国レベルの ELV 関連政策・法制

国レベル（中央政府）の ELV 関連政策・法制を、基礎法律・行政法規・部門規則・国家標準・政策文書の6層に整理して記述している。各法規範について EU ELV 指令との共通点・相違点を示している。

第3章 地方政府レベルの ELV 政策

主要6省市の地方政策を整理している。

第4章 地方レベルの実行主体

地方レベルの実行主体（行政機関・公的プラットフォーム・業界団体・主要リサイクル企業）を整理し、具体的影響とリスク要因を記述している。

第5章 今後の政策動向（3～5年）

2026～2030年の政策動向を整理し、中期戦略を策定する際の参考情報を提供している

第6章 廃プラスチック・再生樹脂 規制と調達環境

廃プラスチック・再生樹脂にフォーカスした内容である。

参考資料・出展一覧

付録：用語集・主要政策一覧

概要-2. 国（中央政府）と地方レベルの違い

■ 中央政策の共通原則

中国の中央政府（党中央・國務院および各部委）が定める国レベルの ELV 政策は、以下の4つの共通原則をとっている。

【原則1： 先折后碎（まず解体、後に破砕）の徹底】

「廃棄自動車回収管理弁法実施細則」第19条および「廃棄自動車回收解体企業技術規範」（GB 22128-2019）に基づき、車両全体を即座にシュレッダー破砕する処理方式は原則禁止されており、5大総成（エンジン・トランスミッション・ステアリングギア・フレーム又は車体・前後車軸）および再利用可能部品の手作業による先行分離が義務化されている。

【原則2： 5大総成の再製造（リビルト）解禁】

2019年の715号令改正により、従来禁止されていた5大総成の再製造が、国家認定を受けた再製造企業に対して解禁された。改造車両製造への転用は引き続き禁止されている。

【原則3： 国家トレーサビリティシステムへの全量登録】

認定回收解体企業は、商務部が運営する「全国自動車流通情報管理応用服務系統」に対し、車両識別番号（VIN）・5大総成情報・動力電池情報（NEVの場合）を全量登録する義務を負う。

【原則4： 強制廃車基準の運用】

2012年公表の「自動車強制廃棄標準規定」（商務部令2012年第12号）により、自家用乗用車は総走行距離60万キロメートル到達時の廃棄が推奨される。強制廃車基準は車種別・用途別に定められている。

■ 地方政策の裁量・差異

国レベル政策が原則論を提示する一方、具体的な運用は地方政府に大幅な裁量が委ねられている。「中央統一策定、地方分級執行（中央が統一策定、地方が階層執行）」という行政管理モデルによる。地方レベルの裁量は主に以下の領域に及ぶ。

まず、資格認定と監督管理の運用である。「廃棄自動車回収管理弁法実施細則」第5条に基づく資格認定の現地検収・審査業務は、省級商務主管部門の権限とされており、省ごとに認定基準の厳格度と処理スピードに差がある。上海市のように「市場信用評価標準（試行）」を独自に定め、企業を「良好（9-10点）・一般（5-8点）・劣等（0-4点）」に3分類する地方もあれば、資格認定のみに留

「中央政府」 廃車回収管理 政策の一部

■ 2.1.4 廃棄自動車回収管理弁法実施細則

観点	内容
法令名	廃棄自動車回収管理弁法実施細則
発布主体	商務部（商務部令 2020 年第 2 号）
施行時期	2020 年 7 月 18 日公表、2020 年 9 月 1 日施行
対象範囲	廃棄自動車回収管理弁法の具体的実施細則。総則・資質認定と管理・回収解体行動規範・回收利用行動規範・監督管理・附則の 6 章で構成
ELV 関連規定	(1)資質認定の具体的要件（敷地面積・設備・人員）、(2)5 大総成の処理手順、(3)動力電池の国家システム登録義務、(4)回収証明書の形式と運用、(5)違法行為に対する処罰の詳細
EU ELV との共通点	解体工程の技術要件、トレーサビリティ確保
相違点	EU では加盟国ごとに実施細則の運用に差があるが、中国では全国統一の実施細則下で地方運用裁量を認める構造となっている

実施細則において、動力電池関連の条項がある。新エネルギー車を解体する際、回収・解体企業は車両識別番号（VIN）と動力電池の情報を「新エネルギー車国家監視と動力電池回收利用溯源総合管理システム」（前節参照）に登録しなければならない。また、動力電池が欠落している場合には、車両所有者が書面で状況を説明し、その真実性に責任を負うこととされている。

この規定は、電池が車両から抜き取られて闇市場に流れる「行方不明電池」問題への対応として設けられた。2024 年時点では、解体企業が引き取った時点で既に動力電池が欠落している事例が報告されており、2026 年 4 月 1 日施行の「車両・電池一体での廃車」制度の導入につながった。

「地方政府」 ELV政策整理の一部

第3章 地方政府レベルの ELV 政策

3.1 地方政策の位置づけと裁量

中国の ELV 政策において地方政府が担う役割を、制度上の裁量範囲・実務運用の実態・地域特性の 3 つの観点から考察する。対象とする主要地域は、自動車産業の集積度と再生資源産業の発展度を基準として、広東省・上海市・江蘇省・浙江省・山東省・北京市の 6 地域を選定した。

■ 地方政府の裁量範囲

中国の ELV 政策における地方政府の裁量範囲は、以下の 5 領域に及ぶ。

【領域 1：資質認定の運用】

省級商務主管部門は、「廃棄自動車回収管理弁法実施細則」第 5 条に基づき、回収解体企業の資質認定を行う権限がある。認定基準は国家標準（GB 22128-2019）が定めるが、具体的な運用（現地検査の厳格度・認定処理期間・更新審査の頻度等）は省ごとに差がある。

【領域 2：補助金の上乗せ】

中央政府の買い替え補助金（廃車+NEV 購入で最大 2 万元）に加え、省・市レベルで独自の上乗せ補助を実施できる。財政力の高い沿海省市では 3,000 元～1 万元の上乗せが一般的であるのに対し、内陸省市では上乗せを実施しないか限定的な上乗せに留まる。

【領域 3：産業クラスター形成】

省・市は独自の「戦略的新興産業育成計画」を策定し、再生資源産業・動力電池リサイクル産業・ELV 解体業等を地域戦略産業として指定できる。戦略産業指定に伴い、土地供給優遇・税制減免・研究開発補助金・人材誘致政策等が実施される。

「地方政府」ごとの政策特徴の差を理解

3.3 地方政策のタイプ分類

以上の6地域の政策分析を踏まえ、中国の地方ELV政策は以下の4類型に分類できる。

■ タイプA：先進沿海型（広東・上海・江蘇・浙江）

高度な産業集積・強固なIT・金融インフラ・先進的なデジタルインフラを有している。国家ハイテク事業の中心地であり、ハイテク企業と政府との緊密な連携が特徴。高度なデジタルインフラと高度な産業集積の両方を実現している。特にIT・金融産業の発展が顕著で、高度なデジタルインフラと高度な産業集積の両方を実現している。

■ タイプB：産業育成重視型（山東・湖北・福建）

伝統的・ハイテク産業の両方を重視している。産業育成政策の効果が顕著で、特にIT・金融産業の発展が顕著で、高度なデジタルインフラと高度な産業集積の両方を実現している。特にIT・金融産業の発展が顕著で、高度なデジタルインフラと高度な産業集積の両方を実現している。

■ タイプC：首都・直轄市政策実証型（北京・天津・重慶）

中央政府の政策を実証する役割を果たしている。デジタルインフラと高度な産業集積の両方を実現している。特にIT・金融産業の発展が顕著で、高度なデジタルインフラと高度な産業集積の両方を実現している。

■ タイプD：追随型（内陸省市・西部地区）

中央政府の政策を実証する役割を果たしている。デジタルインフラと高度な産業集積の両方を実現している。特にIT・金融産業の発展が顕著で、高度なデジタルインフラと高度な産業集積の両方を実現している。

オリジナル調査 政策を先読みする

第5章 今後の政策動向（3～5年）

本章では、2026～2030年の中期において予想される中国ELV関連政策の主要トレンドを、確度の高い順に記述する。各トレンドについて政策的背景・想定タイミング・日本企業への影響を検討する。

5.1 確度の高い政策動向（2026～2027年）

■ トレンド1：動力電池回収管理の全面実装（2026年4月～）

2025年4月に「動力電池回収管理の全面実装に関する通知」が発表された。これは、動力電池の回収管理を強化するための通知である。

・通知の目的：動力電池の回収管理を強化するための通知である。
・通知の範囲：動力電池の回収管理を強化するための通知である。
・通知の範囲：動力電池の回収管理を強化するための通知である。

この通知は、動力電池の回収管理を強化するための通知である。

■ トレンド2：電池安全要求の厳格化（2026年7月～）

2025年7月に「電池安全要求の厳格化に関する通知」が発表された。これは、電池の安全要求を強化するための通知である。

この通知は、電池の安全要求を強化するための通知である。

■ トレンド3：買い替え政策の継続・拡充（2026年度年）

再生樹脂に特化したオリジナルの整理

第6章 廃プラスチック・再生樹脂 規制と調達環境

6.1 規制の全体像：調達者に直接関係する層

廃プラスチック・再生樹脂に関する政策は5層構造で構成されている。このうち、再生材の調達・使用または輸入を行う者に直接関係するのは主に④技術標準（GB規格）であり、③個別規制および⑤地方政策が間接的に影響する。①基本法・②国家戦略は市場の方向性を規定するが、個別取引への直接的法的拘束力はない。

現時点では再生プラスチックの使用比率を義務付ける規定はなく、目標設定とインセンティブにより使用量の拡大を促している段階にある。

層	内容	主な規範例	調達者への関連度
①基本法・上位法	廃棄物管理・環境保護の法的根拠	《中華人民共和國環境保護法》（2002年制定）	低（間接）
②国家戦略・政策パッケージ	産業方向性・数値目標を設定する計画・指導意見	《循環経済発展計画（2021-2035年）》、《新産業革命計画（2013-2030年）》、《製造業のアップグレード計画（2015-2020年）》、《資源循環利用促進法（2017年）》	低（市場方向性）
③個別規制	特定行為を直接規制する省令・通知	《プラスチック製品のリサイクル率に関する規定》（2018年）、《製品環境性能表示に関する規定》（2019年）	中（市場構造に影響）
④技術標準（GB規格）	製品品質・物質制限・表示を規定する国家標準	《GB 22128-2019 再生プラスチック》、《GB 22129-2019 再生紙》、《GB 22130-2019 再生繊維》、《GB 22131-2019 再生皮革》、《GB 22132-2019 再生ゴム》	高（調達品の直接要件）
⑤地方政策	省・市レベルの規制・補助金	《上海市再生資源利用条例》（2018年）、《浙江省循环经济促进条例》（2016年）	中（拠点地域で変動）

巻末付録

主要政策一覧（一部）

主要政策一覧

区分	名称	公表年・発出主体
基礎法律	中華人民共和國循環經濟促進法	2008年、2018年改正／全国人民代表大会常務委員会
基礎法律	中華人民共和國固体廃棄物汚染環境防止法	1995年、2020年改正／全国人民代表大会常務委員会
基礎法律	中華人民共和國環境保護法	1989年、2014年改正／全国人民代表大会常務委員会
行政法規	廃棄自動車回収管理弁法（國務院令第715号）	2001年、2019年改正／國務院
部門規則	廃棄自動車回収管理弁法実施細則（商務部令2020年第2号）	2020年7月／商務部
部門規則	機動車強制报废標準規定（2012年第12号）	2012年12月／商務部・国家発展改革委員会・公安部・環境保護部
部門規則	新エネルギー車使用动力电池回收・リサイクル管理暫定弁法（令第73号）	2025年12月／工業情報化部ほか6部門
部門規則	自動車部品再製造規範管理暫定弁法	2020年／工業情報化部
国家標準	廃棄自動車回収解体企業技術規範（GB 22128-2019）	2019年12月／国家市場監督管理総局・標準化管理委員会
国家標準	自動車动力电池编码規則（GB/T 34014-2017）	2017年／国家標準化管理委員会
国家標準	電気自動車用动力电池安全要求（GB 38031-2025）	2025年3月／国家市場監督管理総局・標準化管理委員会

